

特定事業主行動計画

【後期計画】



上小阿仁村

令和2年

目次

第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の対象職員	1
第3	計画の期間	1
第4	計画の内容と目標	2
	1 妊娠中及び出産後における配慮	2
	2 子どもの出産時における父親の休暇の取得促進	2
	3 育児休業を取得しやすい環境整備	3
	4 超過勤務手当の縮減	4
	5 休暇取得の促進	4
第5	資料編	5



第 1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行は、我が国の経済社会に深刻な影響を与えます。このことから次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、そして育成される環境の整備などを行うため「次世代育成支援対策推進法」が平成 17 年 4 月から施行されました。この法律は、平成 26 年度までの時限立法でしたが、法改正により法律の有効期限が令和 6 年度末まで 10 年間延長されました。

同法に基づき、地方公共団体及び事業主は、国が定める「行動計画策定指針」に即して、次世代育成支援対策に関する目標や目標達成のために講じる対策・時期などを設定した行動計画を策定し、計画に基づいた取り組みを実施することになっています。

国の各省庁や地方公共団体は、行政機関としての立場から、子どもの健やかな育成に取り組むと同時に、一つの事業主としての立場から、自らの職員の子どもたちの健やかな育成についても、その役割を果たさなければなりません。

この計画に取り組むことで、全職員が計画の趣旨に感心を持ち子育てに関する制度を理解することで、安心して育児と仕事を両立できる職場環境づくりを目指します。職員同士が協力し、互いを思いやる体制づくりは住民サービスの向上に資することとなるものと期待されます。



第 2 計画の対象職員

村長部局、議会事務局、教育委員会の常勤の職員を対象とします。



第 3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法は、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間の時限立法ですが、この計画は、その後半にあたる令和 2 年度から令和 6 年度までの後期計画とします。

第4 計画の内容と目標

子育てに関する制度等は条例や規則に規定されていますが、全ての職員に理解されているとは言えない状況です。庁内 LAN を活用しパソコンが配置されている職員は内部情報システムや村例規集の閲覧機能を活用します。その他の職員には担当部署職員より情報提供する仕組みをつくります。

各所属長を含む管理職が制度を熟知することで、全ての職員に制度が理解され、利用しやすい環境づくりにつながります。

1. 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から特別休暇等の制度について周知を図ります。
- ② 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを図ります。
- ③ 妊娠中の職員に対して、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととします。
- ④ 仕事と出産、子育ての両立ができるよう制度を利用する職員だけの理解でなく職員全体の理解を高め、職場全体でサポートします。

「産前休暇」

出産予定の6週間（多胎妊娠は14週間）前の日から出産の日まで取得できます。

「産後休暇」

出産の日の翌日から8週を経過するまでの期間取得できます。

2. 子どもの出産時における父親の休暇の取得促進

- ① 妻の出産時に利用できる父親の特別休暇の制度について周知を図ります。

「配偶者出産休暇」

出産のための入院等の日から出産後の日の2週間後以内に2日取得できます。

- ② 父親の特別休暇を取得しやすい職場環境をつくり、男性職員の育児参加を奨励します。

「配偶者の出産に係る子等の養育休暇」

出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から出産後8週の期間内に5日取得できます。

- ③ 妻の出産サポートのため、特別休暇や年次休暇の計画を早期に申し出します。

3. 育児休業等を取得しやすい環境整備

- ① 子育てに関する育児休業等制度の周知を図り、女性職員、男性職員の育児休業を取得しやすい環境をつくります。
- ② 育児休業の取得により業務に支障がでないように業務分担の見直しや、人事異動、会計年度任用職員等の雇用による代替要員の配置を確保し、育児休業を取得しやすいようにします。
- ③ 育児休業を取得した職員が復帰後の不安を和らげるための情報提供を行い、円滑に業務復帰できるように職場全体でサポートします。
- ④ 育児休業を取得した職員の職務復帰調整は100/100とします。
(平成19年8月1日より50/100から100/100へ変更)

「育児のための早出遅出勤務」

小学校就学前の子を養育する職員が請求した場合1日の勤務時間を変更することなく始業、就業時刻を変更することができます。ただし、業務に支障のない場合に限りです。

「育児短時間勤務」

職務を完全に離れることなく、小学校就学始期に達するまでの子を養育するため希望する日及び時間帯において勤務することができます。
4時間ずつ週20時間、5時間ずつ週25時間等選択できます。

「部分休業」

小学校就学前の子を養育する職員が請求した場合、1日の勤務時間の一部（正規の勤務時間の始め又は終わりで1日2時間以内、30分単位）について勤務しないことができます。
ただし、給与は減額して支給されます。

育児休業の取得率を令和6年度までに
男性職員 10%、女性職員 100%を目標とします。

4. 超過勤務の縮減

- ① 小学校就学前の子を養育している職員に対し、深夜勤務及び時間外勤務について配慮します。
- ② 時間外勤務命令の上限時間（月 45 時間、年 360 時間）の厳守、週休日の振替等の適切な運用等に努め、職員の意識啓発と共に時間外勤務の短縮に努めます。
- ③ 小学校就学前の子を養育している職員に対し、1 月当たり 24 時間、1 年に 150 時間を超えての時間外労働をしないよう努めます。ただし、公務に支障がない場合に限りです。
- ④ 適切な勤務時間管理を行い、特定の職員に偏った時間外勤務が生じないように職員間、内部組織間の見直しを行います。
- ⑤ 各課毎の超過勤務状況を把握し、適正な業務量の検証と超過勤務の縮減のための意識啓発を行います。

5. 休暇の取得の促進

- ① 年次休暇の計画的な取得、祝日や特別休暇と組み合わせた連続休暇取得を促進します。
- ② 週休日、祝日の勤務をやむなく命じた場合は、代休を取得できる環境づくりに努めます。
- ③ 職員が安心して休暇を取得できるよう事務処理の相互応援、情報を共有する体制づくりに努めます。
- ④ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得を推進します。

「保育休暇」

1 歳に達するまでの授乳等のため、1 日 2 回それぞれ 30 分以内で取得できます。男性職員も妻の保育休暇と重ならない場合は取得できます。

「子どもの看護休暇」

小学校就学前の子を養育する職員は、その子を看護する場合に 1 年において 5 日、子が 2 人以上の場合は 10 日取得できます。看護とは疾病のほか予防接種、インフルエンザを含みます。健康診断にも利用できます。取得単位は時間単位でも認められます。



第5 資料編

子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本理念の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない」

『上小阿仁 すすく未来計画』の三つの視点

- 一、上小阿仁村の子どもが元気に育つこと
- 二、子どもを育てる親がゆとりの心をもって安心して子育てできること
- 三、地域社会でみんなが子育てを温かく見守ること

【秋田県市町村共済組合関係】

出産費

職員が出産した場合 420,000 円（令和2年度）

出産手当金

「支給開始月を含む直近の12ヵ月の平均標準報酬月額 $\times 1/22 \times 2/3$ 」に相当する額

育児休業手当金

育児休業開始から180日まで 「標準報酬月額 $\times 1/22 \times 67/100$ 」

181日以降 「標準報酬月額 $\times 1/22 \times 50/100$ 」

育児休業中の掛金の免除

育児休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日の属する月の前月まで免除されます。

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行

動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

第4節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。